

平成23年 第14回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 平成23年11月26日（土）  
開会 午後0時15分 閉会 午後0時42分
- 2 場 所 大宮庁舎4階 第5会議室
- 3 出席委員名 小松慶三、文珠清道、米田敦弘
- 4 欠席委員名 森益美、水野孝典
- 5 説 明 者 教育次長 吉岡喜代和、教育総務課長 藤村信行、学校教育課長 山根直樹
- 6 書 記 教育総務課長補佐 味田伸一
- 7 議 事  
(1) 議案第66号 教育委員会所掌事務の変更について
- 8 そ の 他
- 9 会 議 録 別添のとおり（全5頁）

10 会議録署名

別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

平成23年12月7日

委員長 小松 慶三

署名委員 文珠 清道

〔招集者〕 京丹後市教育委員会委員長 小松慶三

〔被招集者〕 文珠清道、米田敦弘

〔説明者〕 教育次長 吉岡喜代和、教育総務課長 藤村信行、学校教育課長 山根直樹

〔書記〕 教育総務課長補佐 味田伸一

〈小松委員長〉

ただ今から「平成23年 第14回京丹後市教育委員会臨時会」を開会いたします。  
本日の会議録署名委員の指名をいたします。  
文珠委員を指名しますのでお願いします。

〈小松委員長〉

それでは、お手元の会議次第にそって議事を進めさせていただきます。  
議案第66号「教育委員会所掌事務の変更について」を議題とします。  
米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

議案第66号、幼保一体化に関わる関係につきまして、今度の議会を出して提案していくというものでございます。教育次長の方から説明をしていただきます。

〈吉岡教育次長〉

議案第66号「教育委員会所掌事務の変更について」説明をさせていただきます。今、教育長からありましたように、従前から報告させていただいておりますとおり、幼保一元化施策の推進を図るため、市長部局で行っております保育所の運営業務を教育委員会に移管することに合わせまして、市民部で所掌している事務分掌のうち、子育て支援に関することを教育委員会の方に移管するため、市民部の事務分掌から子育て支援に関することを削除する、京丹後市組織条例の一部改正が12月議会に上程される予定となっております。内容としては、別紙に付けさせていただいておりますが、子育て児童福祉等に関する施策より効果的かつ効率的に行うため、保育所業務と一体的に行うことが適当と考えられる業務を保育所と同様に、教育委員会に移管するものです。業務の移管には、地方自治法の規定によりまして、委任と補助執行の2つの方法がありますが、委任の場合は市長の権限が教育委員会に移ることになり、補助執行の場合は市長の権限はそのままとし、あくまでも業務を補助することに留まるため、業務は教育委員会事務局が受けることとなります。具体的には、委任の場合につきましては、教育委員会の議決案件として取り扱うこととなりますが、補助執行の場合は、市長権限として残るために、教育委員会では事務局から業務の報告等を受け、委員さんから意見を述べていただくような形の整理ということとなります。別紙の移管種別の欄に、その区分は記載させていただいております。また、この委任と補助執行については、これも地方自治法の規定によりまして、委任をする場合には、市長はその受任先、今回の場合は教育委員会なんですが、教育委員会と協議をする必要があるということがありまして、すでにこういうことで協議を受けております

ので、この本会議で承認を求めさせていただくものです。なお、12月議会で同時に定数条例の改正案も上程されることになっておりまして、このことにより、教育委員会の業務増が発生しますので、それに対応するため教育委員会の職員定数の増員も行うこととされております。また、教育委員会事務局に保育部門を担当するための課の設置が必要になってくると思われませんが、これについては次回以降の会議で改めて提案をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

〈小松委員長〉

議案第66号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈文珠委員〉

補助執行と委任ということの意味合いを説明いただいたんですけど、補助執行の方は市長権限ということで、委員会には報告を受けるということですけども、事務としては教育委員会の方が所掌されるということですか。

〈吉岡教育次長〉

そのとおりでして、補助執行の場合は市長の権限とされますので、書類も全部市長名でされます。業務については、教育委員会事務局が受けるという形になりますので、業務は事務局でやらせていただくことになります。決裁の権限も市長決裁ということになるんですが、市役所の業務としては、大きなものは市長までいくのですが、途中の段階で、課長、部長等で決裁を済まして回しているような扱いなんですけど、最終的なものについては市長権限という形になります。先ほど言いました委任については、教育委員会が決裁権者になるので最終的にはそういう形になるんですが、例えば保育所の入所の申し込みとかそういうものは、教育委員会の名前でされて、申請もされ決定もするという形になります。

〈文珠委員〉

企画児童係に所掌されている少子化対策、子育て支援の企画及び調整という項目は、補助執行ということで、少子化対策というと一般に浮かぶのは、何とか増やしていかなければならないというような対策だと思うんですけども、そういう意味の対策もこちらで教育委員会の方で見られるということなんでしょうか。

〈吉岡教育次長〉

そのとおりです。子育て対策の中で少子化対策も関連が強いということで一緒にやらせていただくという形の補助執行を取らせていただいております。子育て支援の関係では、一番大きな全体的に把握するものが次世代育成支援対策行動計画の中で色々な子育て対策の内容の施策を打っていく形になるのですが、その中に少子化対策も一部含まれておりますので、教育委員会が持ちながら、また市長部局で持つことになると二重になりますので、一体的にやる方がいいだろうという判断の中でやらせていただくことになります。先ほど言いましたとおり、補助執行の形になりますので、市長からの権限の中で市長の方から指揮されると思いますので、その指揮を受けてやるという形になります。それから、少子化対策を、例えば市長部局に残す形にしても、担当する課の子ども未来課がなくなりますの

で、なかなかそれだけを取り扱う部局がないということになりますので、全体的なことを考えると、子育て関係の仕事を主にやる教育委員会部局でやった方がいいだろうという判断をさせていただいたものです。

〈小松委員長〉

結局、子ども未来課がなくなるということですか。

〈吉岡教育次長〉

はい、なくなります。

〈小松委員長〉

従前、子ども未来課に従事していたメンバーというのは何人おられるんですか。

〈吉岡教育次長〉

今現在、13人おまして、そのうち1人の者が児童手当、子ども手当を担当している職員ですので、これについては、これも児童福祉の一部なんですけど、どちらかというと年齢や出生に対する要件によって、国の施策の中でやられていくものですので、特に自動的に子どもさんがおられたら手当を支給していくという形のもので、そのまま福祉に残した方がいいだろうということで、その方が1人、担当がいますので、それ以外の12人を子ども未来課から教育委員会部局に移管したいということで、今、話をさせていただいているところです。

〈小松委員長〉

保育費用の徴収部分が補助執行になっているんですが、これはどういう意味合いで補助執行になっているんでしょうか。

〈吉岡教育次長〉

地方自治法の規定で、料金の徴収事務とか予算の決定権については、委員会に委任ができないことになっておりますので、市長が直接執行するという形になります。これも例なんですけど、幼稚園の保育料の請求は、市長名にさせていただいておりますので、業務自体は教育委員会がしているんですが、そういう手数料とか保育料についても、市長権限の中でやられることになります。

〈小松委員長〉

ということは、その部分自身は当然、幼稚園なんかでも補助執行の形になっているということなんですね。

〈吉岡教育次長〉

はい、そうです。

〈文珠委員〉

保育関係、児童関係が教育委員会の方に事務が移管されることになりまして、小さい子

からお年寄りまですごいサポートしていく、大変な委員会になっていくんだなというふう  
に予想されますが、そういった中で、このことは、市長部局でやってもいいだろうという、  
いうなれば事業の管轄の精査と申しませうか、そういうことを見直ませうか、考え  
てみてもいいんじゃないかなと思うんですけれども、そういうことはお考えにはなってお  
られますでしょうか。

〈吉岡教育次長〉

今のところは、そこまでいっておりません。また今後、業務を進めていく上で教育委員  
会ではなくて、市長が直接行った方がいいというものがあれば、市長部局と協議をさせて  
いただきながら、また、この教育委員会に相談させていただきながら進めさせていただき  
たいと思います。

〈小松委員長〉

子ども未来課は今までは市民部で、場所はどこに。

〈吉岡教育次長〉

大宮庁舎の2階です。玄関入ったところです。

〈小松委員長〉

そうすると、ここの利便性では特に問題があるわけではないということですか。

〈吉岡教育次長〉

以前は、福祉事務所の中に、その時は子育て支援課という名前であって、私はちょうど  
その時に課長をしていたんですけれども、その当時から、幼保一元化とか一体化とかいう  
話が出ている中で、教育委員会が幼稚園を持っている関係もあって、教育委員会に近いと  
ころに子ども未来課を移したらどうかという話や、他の組織の関係もあって庁舎になかな  
か入れないということが、それにまた付随していたんですけれども、そういうこともあつ  
てこちらに移ってきたということになっています。ここに子ども未来課があるので、市民  
の方にとっては、教育委員会だろうが市長部局であろうが、ここにいるということには変  
わりないので、さして違和感はないかなと思います。ただ、実際、業務をやっている方は  
色々あるんですけれども、市民の方はあまりそういうことではないと思います。これも  
今後また、皆様にご相談させていただかないといけないんですけれども、教育委員会に変  
わる時に課の名前についても、これは正式ではないんですけれども、同じ名前を使うとい  
うことも一つの方法だろうと思っておりますので、幼稚園との関係も出てくるんですが、  
色々協議をさせていただいて相談をさせていただかないといけないと思っております。

〈米田教育長〉

人をたくさんもしくれたら、今学校教育課も手一杯でやっています。ですから、幼稚園  
を取ってしまって、保育所と一緒に修学前児童課という名前がいいか、子ども未来課がい  
いかは別として。それで、指導主事も担当を1人決めてやっていくというような、今は、  
小中一貫教育と就学前も入れて10年をとというようなことをしておりますので、そういう  
ルールをのせていくようなことも考えていけたらなと思っております。しかし、教育長、

次長の人数は変わりませんので、課が増えるだけであって、今あるように、例えば、保育所の統合問題、耐震問題が出てくる時にやっぱり上に集中してくるというところで、課のあり方なんかを相当研究していかないと複雑になるなというふうに思っております。

〈小松委員長〉

目的は一つでも、手法が全然、やっぱり一致させておく必要があるし、コンタクトは十分とっておくことも必要だと思いますし、連絡調整をするという、コンタクトをとっていただく関係からも利便性の問題ではなくて、増員がほしいところかなと思います。

〈小松委員長〉

他にご意見ございませんか。

それではお諮りを致します。議案第66号「教育委員会所掌事務の変更についてについて」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認いたします。

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。

続いてその他で何かありましたら、お願いしたいと思います。

これで第14回京丹後市教育委員会臨時会を閉会致します。ご苦労様でした。

〈 閉会 午後0時42分 〉

[ 12月定例会 平成23年12月7日(水) 午後3時 ]